

介護保険法に規定する
第一号通所介護重要事項説明書

指定通所介護事業所

船橋あさひ苑デイサービスセンター

介護保険法に規定する第一号通所介護 重要事項説明書

(令和6年6月1日現在)

1 当センターが提供するサービスについての相談窓口

電 話 047-430-7783 (午前8時30分～午後5時30分まで)

担 当 通所介護生活相談員 * ご不明な点は、何でもお尋ねください。

2 船橋あさひ苑デイサービスセンターの概要

(1) 提供できるサービスの種類と地域

事業所名	船橋あさひ苑デイサービスセンター
所在地	船橋市旭町4丁目9番1号
介護保険指定事業者番号	介護保険法に規定する第一号通所介護 (千葉県第1270900473号)
サービスを提供する地域	船橋市

(2) 営業時間

月～金	午前8時30分～午後5時30分
土・日	定休日
年末年始	12月29日～1月3日はお休みとなります。

* 緊急連絡先電話 047-430-7783

(3) 職員の構成

	常勤	非常勤
生活相談員	2名	
介護職員	1名	5名
看護師	1名	
機能訓練指導員		1名

(4) 設備の概要

食堂兼機能回復訓練室	278.15㎡
相談室	1室
入浴設備	一般浴槽 一般浴槽リフト (特殊浴槽)
送迎車	4台

3 サービス内容

① 送迎

自宅の玄関前まで送迎 (乗車・降車の介護を行ないます)

- ② 食 事
～主食～ ご飯 ・ お粥
～副食～ 普通 ・ ソフト ・ カロリー制限 ・ 塩分制限
- ③ 入 浴
一般浴槽 ・ 一般浴槽リフト ・ (特殊浴槽)
- ④ 体操・レクリエーション
日常生活を送る上で必要な機能の維持を目指します。
- ⑤ 生活相談
介護についてのご相談は、随時承ります。

4 料 金

○ 利用料金

別紙料金表の通りとなります。

※その他レクリエーションにかかる費用等は自己負担となります。

○ 支払方法

毎月10日頃までに前月分の請求をいたしますので、20日までにお支払いください。お支払いいただきますと、領収書を発行いたします。お支払い方法は、基本的に現金払いとなっております。

※サービス利用票別表の予定料金と実際の料金では、徴収料金精算時に端数が発生する場合がありますがご了承ください。

5 健康上の理由による中止

- ① 病気の際はサービスの提供をお断りする事があります。
- ② 当日の健康チェックの結果、体調が悪い場合、サービスの内容を変更または中止する事があります。その場合、ご家族に連絡の上、適切に対応します。
- ③ ご利用中に体調が悪くなった場合、サービスを中止する事があります。その場合ご家族に連絡の上、適切に対応します。また、必要に応じて速やかに主治の医師または歯科医師に連絡を取る等必要な措置を講じます。

6 サービスの利用方法

(1) サービスの利用申し込み

まずは、担当ケアマネジャーに連絡、ご相談の上、担当ケアマネジャーより事業所へお申込みください。(自己作成の方は直接ご連絡下さい)

サービスの提供の依頼を受けた後、契約を結び、介護予防通所介護計画書を作成して、サービスの提供を開始します。

(2) サービス利用契約の終了

① 利用者のご都合で利用契約を終了する場合

サービスの終了する日の2週間前までに文書でお申し出下さい。

② 当施設の都合でサービスを終了する場合

人員不足等やむを得ない事情により、サービスの提供を終了させていただく場合がございます。その場合、終了1ヶ月前までに文書で通知いたします。

③ 自動終了

以下の場合、双方の通知がなくても、自動的にサービスを終了いたします。

- ・ お客様が介護保険施設等に入所した場合
- ・ 介護保険給付でサービスを受けていたお客様の要介護認定区分が、要介護状態もしくは非該当（自立）と認められた場合
- ・ お客様がお亡くなりになった場合

④ その他

- ・ 当施設が正当な理由なくサービスを提供しない場合、守秘義務に反した場合、お客様 に対して社会通念を逸脱する行為を行なった場合、または当施設が倒産した場合、お客様は文章で解約を通知することによってすぐにサービスを終了することができます。
- ・ お客様が、サービス利用料金の支払を2ヶ月以上遅延し、料金を支払うよう催告したにもかかわらず10日以内に支払わない場合、またはお客様やご家族などが当施設や当施設のサービス従事者に対して本契約を継続し難いほどの背信行為を行なった場合は、文書で通知することにより、すぐにサービスを終了させていただきます。

7 当センターのデイサービスの特徴等

(1) 運営の方針

在宅のお年寄りに、通所による各種サービスを提供し、残存機能の維持向上・ADLの自立・助長・社会的孤独感の解消を図り、利用者の家族を含めた介護者の身体的・精神的負担の軽減の援助を目的と致します。

(2) サービス利用のために

事 項	有 無	備 考
男性介護職員の有無	有	
時間延長可否	無	
従業者への研修実施	有	社会福祉協議会主催の研修等に参加
サービスマニュアルの作成	有	

(3) サービス利用にあたっての留意事項

- ・ 送迎時間の連絡

迎え 午前8時35分 ～ 9時45分

送り 午後4時00分 ～ 5時30分

<尚、道路事情・天候等により遅れる場合がございます。>

- ・ 体調の確認

利用日当日の朝、体温を計って連絡帳に記入して下さい。

- ・ 体調不良によるサービスの中止・変更

体調不良によりサービスの中止をする場合は午前8時20分までにご連絡頂ければ、キャンセル料はかかりません。それ以降はキャンセル料がかかりますのでご注意ください。

8 緊急時の対応方法

サービスの利用中に体調の変化があった場合は、家族の方に速やかに連絡するとともに、医師に連絡する等必要な処置を講じます。

9 非常災害対策

- ・ 防災時の対応 防災時対応マニュアルに準ずる
- ・ 防災の設備 スプリンクラー・総合防災通信装置設置
- ・ 防災の訓練 年3回（避難誘導・救出訓練など）
- ・ 防火責任者 小松 康治

10 サービス内容に関する苦情

① 当センターご利用者相談・苦情担当

担当者 通所介護生活相談員 電話 047-430-7783

② その他

当施設以外に、市町村の相談・苦情窓口等に苦情を伝えることができます。

市町村名 船橋市

担当 介護保険課 電話 047-436-2302

11 当施設の概要

名称・法人種別 社会福祉法人 治生会

代表者役職・氏名 理事長 仲村 宏

定款の目的に定めた事業

(1) 第一種社会福祉事業

イ) 特別養護老人ホームの経営

ロ) 軽費老人ホームの経営

(2) 第二種社会福祉事業

イ) 老人デイサービス事業の経営

ロ) 老人短期入所事業の経営

(3) 公益を目的とする事業（社会福祉法第26条）

(4) 居宅介護支援事業の経営

令和 7 年 2 月 26 日

介護保険法に規定する第一号通所介護の提供にあたり、利用者に対して契約書及び本書面に基づいて重要な事項を説明しました。

事業者

所在地 船橋市旭町4丁目9番1号
名称 社会福祉法人 治生会
船橋あさひ苑デイサービスセンター

説明者 氏 名 _____

私は、契約書及び本書面により、事業者から介護保険法に規定する第一号通所介護についての重要事項の説明を受けました。

利 用 者 住 所 _____

氏 名 _____ 印

代 理 人 住 所 _____

氏 名 _____ 印

身元引受人 住 所 _____

氏 名 _____ 印

船橋あさひ苑デイサービスセンター利用料金

(令和6年6月1日現在)

・ デイサービス基本利用料金 (月額)

	自己負担1割	自己負担2割	自己負担3割
要支援1 及び 事業対象者(週1回程度の利用)	1895円	3790円	5685円
要支援2 及び 事業対象者(週2回程度の利用)	3817円	7633円	11450円

・ サービス提供体制強化加算 (I)

	自己負担1割	自己負担2割	自己負担3割
要支援1 及び 事業対象者(週1回程度の利用)	93円	186円	279円
要支援2 及び 事業対象者(週2回程度の利用)	186円	371円	557円

・ 介護職員処遇改善加算 (I) 月額利用料の9.2%が加算されます。

・ 同一建物に対する減算 通所介護事業所と同一建物に居住する方。

	自己負担1割	自己負担2割	自己負担3割
要支援1 及び 事業対象者(週1回程度の利用)	397円	793円	1189円
要支援2 及び 事業対象者(週2回程度の利用)	793円	1586円	2378円

・ 食費 昼食とおやつ、700円(実費) 但し、行事食の際は800円

1ヶ月あたりの料金 (合計)

	自己負担1割	自己負担2割	自己負担3割
要支援1 及び 事業対象者(週1回程度の利用)	1988円+食費	3976円+食費	5964円+食費
要支援2 及び 事業対象者(週2回程度の利用)	4003円+食費	8004円+食費	12007円+食費

*その他、おむつ代、特別な食事、レクリエーションにかかる費用等は実費となります。

・ 記録の複写物の請求に関しての料金は1枚20円です。